

休日在宅当番医

9/12 (日)	くぼかわ病院	☎22-1111
9/19 (日)	大西病院	☎22-1191
9/20 (月・祝)	くぼかわ病院	☎22-1111
9/23 (木・祝)		
9/26 (日)		
10/3 (日)		
10/10 (日)		
大正診療所でも、休日・夜間の急患の診療に対応しています。 必ず電話で確認のうえ受診をお願いします。		☎27-0210

今月の納期

納期	内容	お問い合わせ先
9/30 (木)	固定資産税 (3期)	税務課 ☎22-3116
	国民健康保険税 (3期)	
	介護保険料 (3期)	高齢者支援課 ☎22-3990
	後期高齢者医療保険料 (3期)	町民課 ☎22-3117

無料相談

(秘密厳守です。)

▶行政相談…【窪川】行政相談員 森 英真 【大正・十和】行政相談員 山本 安弘

内容	日時	場所	お問い合わせ先
人権相談【十和】	10/7 (木) 10:00~15:00	コミュニティセンターとおわ (十和地域振興局内)	十和 町民生活課 ☎28-5112
1日行政相談【窪川】	10/12 (火) 10:00~15:00	農村環境改善センター 2階 第1会議室	総務課 ☎22-3111
1日行政相談【大正】	10/12 (火) 10:00~12:00	大正地域振興局 2階 応接室	大正 地域振興課 ☎27-0111
1日行政相談【十和】	10/12 (火) 13:00~15:00	十和地域振興局 2階 第2会議室	十和 地域振興課 ☎28-5111
1日行政相談【窪川】	11/9 (火) 10:00~15:00	農村環境改善センター 2階 第1会議室	総務課 ☎22-3111

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止とさせていただく場合があります。

休日水道修理当番

9/11 (土)	桑原水道	☎22-1163
9/12 (日)	横山水道設備	☎22-3608
9/18 (土)	岩本商店	☎22-2716
9/19 (日)	日化住宅機器	☎22-0407
9/20 (月・祝)	宮脇水道	☎22-1581
9/23 (木・祝)	高橋設備	☎22-0662
9/25 (土)	桑原水道	☎22-1163
9/26 (日)	横山水道設備	☎22-3608
10/2 (土)	岩本商店	☎22-2716
10/3 (日)	日化住宅機器	☎22-0407
10/9 (土)	宮脇水道	☎22-1581
10/10 (日)	高橋設備	☎22-0662

① 休日水道修理当番は窪川地域のみです。
大正・十和地域の方は各地域振興局にお問い合わせください。

大正 地域振興課 ☎27-0111
十和 地域振興課 ☎28-5111

健康診査・がん検診

内容	日付	時間	場所	お問い合わせ
結核・肺がん、胃がん、大腸がん、 特定健診 (後期高齢者健診)	10/6 (水)	7:30 ~ 9:30 (受付時間)	四万十町役場東庁舎	健康福祉課 ☎22-3115
	10/7 (木)	8:00 ~ 9:30 (受付時間)		
	10/8 (金)	8:00 ~ 9:30 (受付時間)		
	10/9 (土)	7:30 ~ 9:30 (受付時間)		
	10/31 (日)	8:30 ~ 9:30 (受付時間)	大正健康管理センター	大正 町民生活課 ☎27-0112 十和 町民生活課 ☎28-5112

Child 子育て通信

健診・相談	日付	時間	場所	お問い合わせ
赤ちゃん相談	10/6 (水)	13:30 ~ 16:00	窪川地域子育て支援センター	健康福祉課 ☎22-3115
4・7か月児健診	9/15 (水)	対象者に個別通知		
2歳6か月児健診	9/22 (水)	対象者に個別通知	四万十町役場東庁舎	
母乳相談	9/14 (火)	9:30 ~ 11:30	大正地域子育て支援センター	大正 町民生活課 ☎27-0112
	10/14 (木)	9:30 ~ 11:30	十和地域子育て支援センター	十和 町民生活課 ☎28-5112

無料

24時間年中無休
しまんと健康ホットライン

☎ 0120-788-410

▶健康・医療・介護・育児相談
▶医療機関情報の提供

子育て世帯 生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で低所得の子育て世帯 (ひとり親世帯を除く) の生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給します。

支給対象者 ▶▶ 平成15年4月2日 (障害児は平成13年4月2日) から令和4年2月28日までに生まれた児童を養育する父母など

支給要件 ▶▶ 次の①~③のいずれかに当てはまる方

- 令和3年4月以降新たに児童手当を申請した住民税非課税の方
- 令和3年1月1日以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入になった方
- 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童を養育している住民税非課税の方

既に給付金を受けとった方、ひとり親世帯分の給付金を受けた方は対象外となります。

支給額 ▶▶ 児童一人当たり 一律 **5万円**

受付開始時期 ▶▶ 令和3年 **9月上旬**を予定しています。

【申請・お問い合わせ先】
町民課 ☎22-3117